

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会（以下『委員会』という。）運営要領

## 1 調査事項

本委員会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 署名偽造に関する事項

## 2 調査権限

地方自治法第100条第1項および同法第98条第1項の権限

## 3 調査期間

1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

## 4 調査経費

本調査に要する経費は、令和5年度においては、200万円以内とする。

## 5 委員会のスケジュール

(1) 令和6年3月定例会にて調査報告を行うものとし、10回程度の開催とする。

(2) 開催日程については、市議会ホームページ・記者クラブへの投げ込み等で周知する。

## 6 委員会の開催場所

(1) 委員会は、原則として全員協議会室において開催する。

(2) 証人等の控室は、証人同士が同席しないことを基本に調整する。

## 7 委員会の基本的な運営方針

(1) 委員会の会議は原則公開とする。

(2) かすみがうら市議会規則第48条の規定に基づき、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

## 8 記録の提出

(1) 記録の提出を請求する場合は、委員会で協議し決定する。

(2) 委員長は、委員会が記録の提出を決定した場合は、速やかに議長へ記録提出要求書を提出する。

(3) 議長は、委員長から記録提出要求書の提出を受けた場合、記録提出請求書を提出者に対し、速やかに通知する。

(4) 提出された記録の取扱いは、提出者の意見を聞いた上で、その写しを委員のみに配付または議長の認めた場所で議員のみ閲覧を認めることとする。委員は、配付された記録の取扱いには細心の注意を払う。

(5) 記録の返還は、調査終了後に行う。

## 9 証人の出頭

- (1) 証人の出頭は、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員長は、委員会が証人の出頭を決定した場合、速やかに議長へ証人出頭要求書を提出する。
- (3) 議長は、委員長から証人出頭請求書の提出を受けた場合、証人出頭請求書を証人に対し、速やかに通知する。
- (4) 証人の補助者同伴の申出がある場合は、証人は証人喚問の前日までに補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る。補助者は証人1人につき1人までとする。なお、補助者は法律の専門家（弁護士）または学識経験者とし、委員会において発言はできず、費用弁償支給の対象外とする。

#### 10 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べることで有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権に最大限配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 証人の宣誓の際は、開催場所にいる者全員（事務局・傍聴者を含む）が起立する。
- (3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名または押印する。
- (4) 尋問の時間は、証人1人当たり概ね1時間～2時間程度を目安とする。ただし、必要と認めた場合は、委員会の議決により延長できるものとする。
- (5) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず共通事項尋問を行い、その後他の委員が個別質問（補足尋問）を行う。なお、発言順序は委員長の議事整理権に委ねる。
- (6) 委員長による共通事項の尋問については、委員から委員長へ提出される尋問通告書をもとに、議会事務局で集約し委員各位へ提示する。
- (7) 尋問の方法は一問一答方式とする。
- (8) 証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、委員会の議決により認めた場合はこの限りではない。なお、メモをとる場合は委員長の許可を要する。
- (9) 証人は、補助者に相談したいときは、委員長の許可を要する。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。また、補助者の席は、証人の後方の席とする。
- (10) 委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する。

(参考)『共通事項尋問』集約手続き

- ①尋問通告書（委員→委員長）提出。（1週間程度）
- ②議会事務局で集約し、委員各位へ提示。（1週間程度）

1 1 参考人の招致

委員会においては、必要に応じて参考人制度を活用する。

1 2 会議録の調製

(1) 会議録は全文記録する。

(2) 会議録は原則として公開する。ただし、会議を秘密会とした場合は公開しない。

1 3 一般傍聴者への対応

(1) 原則、公開とする。

(2) 委員会に配付した資料は一般傍聴者には配付しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

1 4 報道関係者への対応

(1) 原則、公開とする。

(2) テレビ・写真撮影について、報道関係者から申出があった場合、委員長はその都度委員会で協議し、許可等を決定する。

(3) 委員会に配付した資料は報道関係者には配付しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

1 5 その他

運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会においてその都度協議する。